

# 世帯者名簿(令和8年度)

当区では、個人情報の取扱いについて裏面の「個人情報保護取扱規則」にて、保有する個人情報について適正な取り扱いを行います。裏面の「川合新田区 個人情報保護取扱規則」を必ずお読みください。本名簿の提出をもって、当該規定の内容を確認し、記載された個人情報の取り扱いに同意いただいたものとみなします。

令和 年 月 日 提出

第	班	世帯主			電話番号		
住所							
長野市 川合新田・稲葉(いずれかに○) 番地							
長野市 松岡2丁目 番 号							
アパート・マンション・寮等の場合 アパート名 ( ) ( )号室 (家主 )							
	氏	名	年	齢	男女別	続 柄	備 考
1					男 女	本 人	上欄の世帯主と一致
2					男 女		
3					男 女		
4					男 女		
5					男 女		
6					男 女		
7					男 女		
8					男 女		
						世帯人数	人

注 1. この世帯者名簿は区および公民館の運営(名簿の作成、区費・公民館費の請求・管理など)、災害・事故時の安否確認・連絡事項(区・公民館からの諸連絡・文書配布等)やこれらに付随する業務に使用するため、全区民を対象として世帯ごとに提出いただくものです。したがって世帯全員の氏名をご記入下さい。

注 2. 世帯数把握の関係上、世帯者名簿1通につき、1世帯=配布物1通・区費1世帯分とさせていただきます。(住民票の世帯と一致させる必要はありません。)  
二世帯住宅等で建物が同一で配布物が1通で構わない場合は、1通にまとめて記入下さい。(どちらかの世帯主を世帯主(本人)として下さい。) 配布物が複数必要な場合は、分けて提出して下さい。

## 川 合 新 田 区

## 川合新田区 個人情報保護取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、川合新田区(自治会)(以下「本会」という。)が保有する個人情報について適正な取り扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、区内(自治会)活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この取り扱い規則を、区民等に周知するものとする。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、区長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、区長・副区長・総務・会計とする。但し、災害発災時は人命救助を目的とした活動などに限り、別途定めた者に範囲を広げる。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報はみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用はできない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、区長(自治会長)が本会宛ての世帯者名簿などを、区民又は区民になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

- 2 避難行動要支援者の支援のため、法に規定する障害や病歴などの支援希望者から個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。
- 3 本会が区民等から取得する個人情報は、氏名(家族・同居人を含む)生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の避難行動支援の要否、支援を要する事由、緊急連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。
- 4 本会が作成する川合新田区(自治会)名簿の個人情報は、氏名、電話番号などを会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に資して利用できるものとする。

- (1) 会費の請求・管理・その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 災害等の緊急時における支援活動
- (4) 災害時に備えた避難行動要支援者との日頃からの関係づくり
- (5) その他(法律等に定める調査等)

(管理)

第9条 個人情報は、区長及び区長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。  
2 不要となった個人情報は、適切かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しない。

- (1) 区民等本人からの個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方教協団体又その委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所を除く)に提供したときは、法第29条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所を除く)から個人情報を受けるに際しては、法第30条に定める第三者提供を受ける際の実地確認を行い、記録を作成し保管する。

(開示)

第13条 区民等は、第7条に基づき提供した区民等本人の個人情報について、管理者に対して開示を請求することができるものとする。

- 2 管理者は区民等本人からの個人情報の開示について請求があったとき、法33条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 区民は第7条に基づき提供した区民等本人の個人情報について管理者に対して訂正等求めることができる。

- 2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正を行う。但し、区民等にすでに配布されている役員名簿等は、訂正については配布先に連絡をすることをもってこれに替えることができるものとする。

(漏洩発生時の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏洩・滅失・棄損などの事案の発生、またはその兆候を把握した場合は、管理者へ連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認を行い、被害拡大の防止・影響を受ける本人へ連絡し、再発防止等の対策を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は総務部長とする。

(雑則)

第17条 本規則の改正等は、役員会に諮り協議・決定する。

- 2 その他、本規則に定めのない事項については、役員会で協議・決定する。

附則

本規則は、令和8年3月14日から施行する。

【令和8年3月14日、区役員会において決定】